

前橋市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(事業)</p> <p>第3条 前橋市総合福祉会館(以下「会館」という。)は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 省略</p> <p><u>(2)～(7) 省略</u></p> <p>(施設)</p> <p>第4条 前条の事業を行うため、会館に次の施設を置く。</p> <p>(1) 省略</p> <p><u>(2) 水治療法室、健康増進室及び作業室</u></p> <p><u>(3)～(5) 省略</u></p> <p>(利用許可)</p> <p>第5条 前条第3号の施設(第3条第1号から第5号までの事業による使用がない場合に限る。)又は前条第4号の施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>(使用料の納付)</p> <p>第8条 省略</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第14条 会館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第3条(第1号を除く。)に規定する事業に関する業務</p> <p>(2) 会館の施設等の維持管理に関する業務</p> <p>(3) その他市長が定める業務</p> <p>3 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則で定める管理の基準に従い、会館を適正に市民の利用に供しなければならない。</p> <p>4 指定管理者は、会館を管理するに当たって個人情報を取り扱うときは、前橋市個人情報保護条例(平成9年前橋市条例第46号)の規定に基づき、当該個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>5 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第5条から第7条まで及び前条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 前橋市総合福祉会館(以下「会館」という。)は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 省略</p> <p><u>(2) 障害児通園事業に関すること。</u></p> <p><u>(3)～(8) 省略</u></p> <p>(施設)</p> <p>第4条 前条の事業を行うため、会館に次の施設を置く。</p> <p>(1) 省略</p> <p><u>(2) 心身障害児通園事業施設</u></p> <p><u>(3) 水治療法室、健康増進室、母子技能習得室及び作業室</u></p> <p><u>(4)～(6) 省略</u></p> <p>(利用許可)</p> <p>第5条 前条第4号の施設(第3条第1号から第6号までの事業による使用がない場合に限る。)又は同条第5号の施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>(使用料)</p> <p>第8条 省略</p> <p>(管理の委託)</p> <p>第14条 市は、会館の管理を公共的団体に委託することができる。</p> <p><u>(委託料)</u></p> <p>第15条 前条の規定により、会館の管理を委託した場合は、市は、その管理に必要な費用の全部又は一部を受託者に支払う。</p>

(委任)
第15条 省略

(委任)
第16条 省略